

# 社会福祉 あきた

NO.  
**339**  
2016.10.1



【写真】

今年で 70 回を迎える  
赤い羽根共同募金運動が  
始まりました

特集

## P2 子どもの未来を地域で支える 「～秋田県内の取り組み～」

- P7 福祉の総合相談窓口「ひだまり」がオープンしました
- P8 職場紹介リレー
- P9 シリーズ“こだわりの品”
- P10 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法 人 秋田県社会福祉協議会  
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

# 子どもの未来を地域で支える

## 秋田県内の取り組み

### 国の動き・県内の動き

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて——平成26年1月に『子どもの貧困対策の推進に関する法律』が施行されました。

また、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援などを盛り込んだ『子どもの貧困対策に関する大綱』も策定されたところです。

「子どもの貧困を解消するためには、貧困の世代間連鎖を断ち切ることも積極的に積極的な人材育成を行うことが重要」(\*)とされ、子どもへの直接的な生活支援にとどまらず、ひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実や、児童養護施設職員の配置の改善など社会的養護の体制整備、ひとり親家庭の親の学び直し支援などによる就業支援などが進められています。

(\*)平成27年度版『厚生労働白書』

秋田県においてもこの法律の趣旨を踏まえ、平成28年3月に『秋田県子どもの貧困対策推進計画』すべての子どもたちが将来に希望を持てる社会の実現に向けて『』を策定しました。

同計画によると、本県では、生活保護世帯に属する子どもの大学進学率が県内の一般世帯及び生活保護世帯の全国平均に比べて低くなっているほか、高等学校等中退率についても、一般世帯及び全国平均に比べて高い傾向にあります。

また、児童養護施設(県内4施設)の子どもの大学等進学率についても同様に、一般世帯及び全国平均に比べて低い状況にあります。経済的に厳しい環境に置かれることが懸念されるひとり親家庭についても、雇用形態が安定していない状況があります。

このことから、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援、の4

項目について特に重点的な支援の充実・強化が必要とされています。

これらの現状に直面し、子どもたちを支援している県内の取組みと、それぞれの活動から見た秋田県の子どもの貧困の状況をご紹介します。

子どもの貧困の怖さは「チャンスや選択肢が減っていくこと」だと言います。子どもたちの未来のために、私たちができること——子どもたちの「いま」を知ることが、その一歩になるのではないのでしょうか。

### 貧困率の推移

区分 (単位：%)	H21	H24
相対的貧困率	16.0	16.1
子どもの貧困率	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	14.6	15.1
大人が一人	50.8	54.6
大人が二人以上	12.7	12.4
貧困線 (単位：万円)	125	122

出典 国民生活基礎調査 (厚生労働省)

### 参考 (貧困率)

国民生活基礎調査に表される貧困線は、国民の世帯あたりの手取り年収を世帯人数の平方根で割った額(等価可処分所得)を算出し、それを少ないほうから並べた際の真ん中の額の半分にあたる数値です。

平成24年度調査で算出された貧困線は122万円、相対的貧困とされる所得を世帯人数を踏まえて算出してみた場合、概ね次の金額以下(目安)となります。

2人世帯(親1人子ども1人等)は122万円×√2≒173万円  
 3人世帯(親2人子ども1人等)は122万円×√3≒211万円  
 4人世帯(親2人子ども2人等)は122万円×√4≒244万円  
 ですから、世帯収入が月平均20万円でも、4人世帯であれば国民生活基礎調査に基づくと相対的貧困に属する世帯となります。

ただし、世帯員が持つ預貯金や借入金等様々な要因により、前述の額を上回っていても貧困に陥っていたり、下回っていても貧困ではない世帯があります。

参考：国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf#search=%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E7%B7%9A>

# 県内施設から見た子どもたちの「いま」

秋田県児童福祉協議会・秋田県母子福祉協議会

## 「公文式学習への取り組み」

秋田県児童福祉協議会  
会長 佐藤 章和（感恩講児童保育園 院長）

感恩講児童保育園では、現在43名の子どもたちが生活しています。そのうち、虐待を受けてきた子どもは約半数にのぼっています。そうしたことも原因で、学校には毎日元気に通っていますが、学習習慣や学力の定着ができていないため、ほとんどの子どもが学習についていけないような状況でした。この点を何とかしなければと考え、この点を何とかなければと考えていた矢先、職員から、公文式学習をやらせてはどうかという話が出たので、早速、昨年の9月から導入することにしました。

ところが、公文式学習は、間違えても正解するまで何度もやり直しが出来るため、子どもたちは毎回百点をもらい、実に満足げです。そして、「自分にも出来る」という自信をもち始め、公文式学習の日には開始10分も前から教室の前に並んで待っているのです。従って、職員もそんな子どもたちに引っぱられながら、マル付けにがんばっています。

おかげで、開始から1年、既に学年相当の力をつけてきた子どもも増えてきました。子どもがつまりいている段階まで戻して、そこから少しずつ上げていくことが学力の向上につながる、と信じて取り組んできた成果の一つだと思います。

子どもたちを学習の貧困から解放し、自分に自信をもたせ、上級学校にも進ませて立派に社会人として世に出せれば、いわゆる「貧困の連鎖」から脱出できるのでな

いかと思います。それを信じながら、職員一丸となって努力しているところです。

## 「学習支援・体験学習の取り組み」

秋田県母子福祉協議会  
会長 小林 儀貴（白百合ホーム 施設長）

秋田県母子福祉協議会は、秋田県内7施設（県北部3施設 中央部3施設 県南部1施設）の母子生活支援施設で構成されています。日々の支援、活動について白百合ホームの事例を通してご紹介したいと思います。

### 学習支援

児童支援員が中心になり、普段や長期休みの子どもの達の宿題の見届けはもちろん、中学、高校生から依頼があった場合には受験教室も行っていきます。この受験教室はマンツーマンで教えるため、中学・高校生とコミュニケーションをとることが難しい年頃の子と学習を通して、結果的にいい関係を築くことにも役立っています。

### 体験学習（行事名：みんなのひろば）

主に第1・第3土曜日の午後小学生を対象に行っている行事です。あらかじめ小学生から行ってみたいこと、体験したいことを聞きそれを基にして活動を行います。

例として、土を耕すところから始める畑に子どもたちが肥料を入れ、野菜の苗を植え、手入れをして夏に収穫します。収穫した野菜は各家庭に配布しますが、子どもたちと職員と一緒に調理をして、収穫の喜びを味わいながらいただきます。

また、今年は実際に働いて給料をもらうという「お仕事体験」を行いました。この体験を通して子ども達は与えられた仕事をきちんとこなす責任感、仕事をやり遂げた達成感、仕事ぶりを褒められる満足感、一生懸命働いて手にする給料袋の嬉しさなど、『働くこと』への具体的なイメージをつかむことが出来ました。

そして必ず行っているのが、「誕

生会」です。誕生日の子がいる月には誕生会を必ず行っています。誕生日の子が主役となりその子が食べたいもの（スイーツなど）をみんなで作ってお祝いをするという内容です。お友達が一緒に祝ってくれる嬉しさや、何かを手作りする喜びを感じることが出来ます。なかにはもしかしたら家庭で誕生日を祝ったことがない子もいるかもしれませんので、その子の心のケアも含め誕生会は大切な行事となっています。

まとめ

白百合ホームで行っている事業の一例を紹介致しました。母親が様々な事について経験不足だとそれを子どもに教えることが出来ません。母子生活支援施設にいるからこぞできる学習支援であったり、様々な体験を通して職員が支援し、認めてほめる事で自己肯定感が増し、子どもたちが将来親になった時に、施設での体験が少しでも役立つことを期待して今後も支援していきたいと思えます。

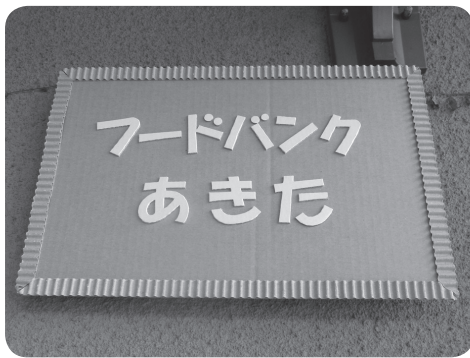
地域で子どもを支える取り組み

一般社団法人フードバンクあきた  
NPO法人あきた子どもネット

「十分に食べられない子どもたち」

一般社団法人フードバンクあきた  
代表 林 多実

フードバンクあきたのメンバーは、秋田市の「家庭教育学級」で子育てについて学んできた仲間によって構成されています。それぞれが一人の親として、子どもたちの学生生活やPTA活動を経験することで、秋田県にも「十分に食べられていない子どもたちがいる



最近、事務所を引っ越しました。看板はボランティアの手作りです。

のではないか」ということに気づきました。

そして「何かできることはないだろうか」と調べるうちにフードバンクの活動を知り、2015年2月、フードバンクあきたを立ち上げました。

父か母、片方の親と二人暮らし、その親は夜に働き、朝は寝ていて、朝ご飯は食わずに登校している。暑くなっても長袖の体操着で体育をしている。——秋田県にもそんな子どもがいます。フードバンクあきたでは、子どもたちを食事の面から支える活動をしています。

助成金をもとに、NPO法人あきた子どもネット実施の学習塾利用者や家庭に食糧支援の案内の手紙を出したところ、半数以上から希望があり、現在定期的な支援をしています。

また、平成28年度秋田市協働サ

ポート交付金事業を受けて2つの事業を行います。一つ目は高校生以下は無料で参加できる昼食会として「みんなのGOHAN」を開催。貧困を連想させるようなマイナスイメージの言葉は使用せず、月1回土曜日、「みんなでランチを食べよう」というのが主旨です。

土曜のお昼、みんなで楽しくランチをしませんか？

**みんな de GOHAN**

日時	9月17日(土)	10月15日(土)
時	11月19日(土)	12月17日(土)
日	1月7日(土)	1月21日(土)
一	2月18日(土)	3月18日(土)
覧		

場 所：秋田市役所(センタース)3階  
時 間：12:00～14:00  
会 費：大人1人 200円  
高校生以下 無料

※小学生以下の方は保護者の名と一緒に参加してください。食後の片付けは、入場料を支払う場合があります。ご了承ください。

主 催：一般社団法人フードバンクあきた  
申し込みは、開催9日前までに「フードバンクあきた」へご連絡下さい。  
TEL: 018-845-2868  
(E-mail: foodbankakita.est.2015.11.14@gmail.com)  
「秋田市協働交付金事業」です

この会では、フードバンクで管理している寄付食品を活用して調理しています。そうめんや缶詰を使ったジャージャー麺、いなり寿司の切身は保存食のアルファ米五目ご飯。あずき缶を使ったデザートや缶ジュース付きの食事など。9月の会では大人も子どもも喜んで食べてくれました。

もう一つは、中高生の学生服リユース事業です。進学の際にお金がかかるといふ声を受け、まだ着

られるのに捨ててしまう学生服を寄付してもらい、秋田市内で譲渡会を行い、無料でお渡しします。少しでも寄付しやすいよう、クリーニング店と協力し、店に持ち込めば、クリーニング代無料でそのままフードバンクへ寄付することができ、仕組み作りを秋田市と協力して進めています。

食糧支援の申出があった時、食べ物をお分けする前に相談者の居住地行政担当者に連絡を取るようになっています。なぜ食べ物がない状況になるのか、食べ物を送るだけでは根本的な解決にならないことが多いからです。

そういった関わりの中で、興味を持ってくれる市町村も増えてきており、秋田市役所や潟上市役所のフードドライブ事業(\*)への協力など、支援の輪が広がっています。

(\*)食料品の寄付ボックスを設置し、食糧の寄付を募るもの。

行政だけではなく、新聞掲載を通じて新聞社との関わりが生まれ、販売店の協力で秋田市内の利

用者には無料で食糧を宅配することができています。

「秋田にも貧困がある」という実態と、フードバンクの活動を知ってもらうことで、フードドライブや、困った人に届ける仕組みを全体的に広げ、スムーズな支援体制の整備を目指しています。



缶詰は賞味期限を記して保管。



「役立ててほしい」とお米の寄付がありました。

### 「子ども食堂の取り組みから」

NPO法人あきた子どもネット

代表 後藤 節子

現在、全国では三百を超える子ども食堂が開かれ、子どもの貧困に注目が集まっています。秋田県

内でも子ども食堂を始めるお店や支援団体が増えてきました。当法人は、現在市内5か所で月1回ずつ「わいわい子ども食堂」を開いています。

就学援助を受けている中学生や孤食(\*)の小学生、高校生などに月に百人ほどの子どもたちにおにぎりや軽食を無料提供しています。

(\*)孤食とは、ひとりで食事をとることです。家族揃って夕食を食べる機会は減少し、子どもの孤食が増えているとみられています。

しかしながら秋田市だけで就学援助対象の子どもは4千人以上います。給食のない土日のお昼や給食のない高校生の昼食、夏休みなど長期休みの昼食など子どもたちの成長への影響が心配です。

孤食は子どもからやる気をなく



芋掘りの様子。

し、自己肯定感も低くなり、少しのことでもキレやすくなったり、また自己主張ができない子どもになるといわれています。貧困が及ぼす影響は子どもだけでなく大人にも大きくかかわってきます。キレやすい親や鬱的になり子どもに面倒を見られない親に、これまでに何人か出会いました。ひとり親で、離婚して間もないこと、子どもが中学生になり扱いが難しくなったことなど理由は様々ですが、ネグレクトやその一歩手前の状態で、ほとんどの子どもが朝食を食べていません。

このような子どもに親の許可なく食事を提供することはどうでしょう？子どもは親の保護下にあり、養育義務は親にあります。他人の準備した食事が安全かアレルギーに影響しないかどうか小学生の子どもの場合は判断できません。また何らかの食中毒やアレルギーがでたとして、誰が責任を負うのか責任の所在もはっきりしません。私は、個人的にアレルギーを確認した上でパンを食べさせたことが

あります。親が「どうして勝手に食べさせたのか」と言ってきたら、私は、「子どもは生きる権利があるから」と答えるつもりでした。

私たちが開いている子ども食堂のメンバーは全員年2回検便し、調理師、栄養士、食品衛生管理者のいずれかの資格を取っています。

講習会を受け、アレルギーなどのリスクもある食支援を、時間や費やし報酬もなくなぜ行っているのか。メンバーは秋田県内の子どもたちが健やかに成長してほしい、将来秋田を支えるよき大人になってほしいという願いを持っていきます。何より地産地消が可能な食に恵まれた秋田において、食えることが困難な子どもたちを放っておけないのです。



「わいわい子ども食堂」の様子。



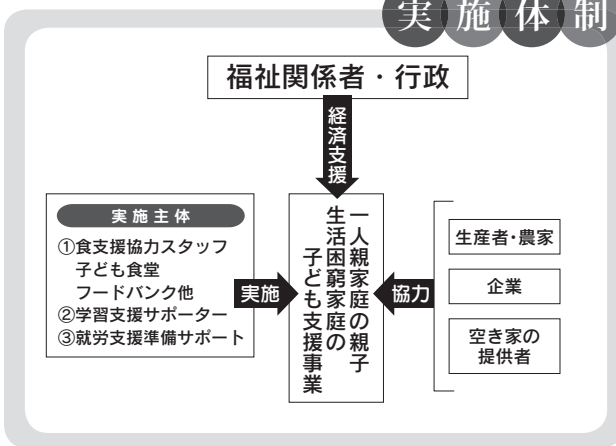
8月のメニューの一例。

貧困の子どもたちは、行動範囲も狭く土日に家族で出かけることが、旅行する機会も極めて少ないのが実情です。祖父母との関係も希薄で社会のルールやマナー、あいさつなどきちんと導いてくれる大人が周りにいません。そのため行動範囲内で自分が遊べる場所を探し、同じような環境の子どもたちと一緒に遊びがちです。しかも度が行き過ぎたり、子ども同士でトラブルになったりします。こういった子どもたちには家族以外の頼れる大人も必要です。

子どもたちは、お母さんやお父さんが大好きです。この保護者である親を支援し、親のエンパワーメントを引き出し親子のコミュニケーションが取れるよう親にも美味しい食事を提供したいと思っています。

貧困のあるなしに関わらず、その家族に安心できる場所があるか？家族の笑いや支えはあるか？困ったときに相談できる身内以外の他人がいるか？子どもが生きていく上でモデルとなる大人がいるか？子どもたちが日常の体験として食材を選び、料理し、食べる、会話をし、このような経験をしているか？私たちは子どもから若者へ大人へと切れ目のない支援の構築を目指しています。

### 実施体制



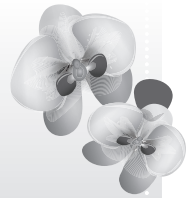
### 家庭用常備薬の 斡旋について

本会では年2回、社会福祉従事者の福利厚生の一環として、職員並びにご家族の皆様のご健康の管理の一助に、家庭用常備薬の斡旋を行っております。

なお、斡旋している医薬品（特納品）は、家庭用常備薬として必要と思われる商品構成となっている他、ドラッグストアや薬局で市販されているものと比べ、価格が格安となっておりますので是非ご利用ください。

年2回御案内しておりますが、7月に行われた第1回目は既に終了しており、第2回目は11月に予定しております。各事業所における福利厚生の一環として、職員の皆様に御周知いただきませう御協力をよろしくお願いいたします。





# 福祉の総合相談窓口「ひだまり」がオープンしました

社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会



気軽に最新の  
情報を得られます

平成28年9月16日に行われたオープニングセレモニーの様子をご紹介します。



(上) オープニングセレモニーでは津谷永光北秋田市長(写真中央)、イオンタウン株式会社大門淳代表取締役社長(写真左から2番目)からの祝辞もいただきました。

安心して利用できるよう  
配慮されています

イオンタウン鷹巣内、ショッピングセンターの一角に他の店舗と並んで、「ひだまり」があります。

身近なショッピングセンターに  
社会福祉協議会の総合相談窓口  
が誕生しました！

北秋田市社会福祉協議会(高坂祐司会長)の「福祉の総合相談窓口ひだまり」が、イオンタウン鷹巣にオープンしました。「市民よし、利用者よし、職員よし」の三方よしの心で地域に根差した支援を目指します。

『お買い物帰りにちよつと寄れる…気軽に訪れる場所「ひだまり」』訪れた方がほつとできるような、ぽかぽかとしたひだまりのようなぬくもりあふれる存在でありたい』というキャッチコピーにあるように、来訪者に圧迫感を与えないようデザインされており、明るく、温かみのある雰囲気になっています。

中は個室の相談室が2部屋あります。福祉に関わる相談は個人のプライバシーに関わる情報が多く、他人に聞かれたくない内容が多いもの。

気楽に立ち寄ることができると同時に、プライバシーが守られるよう配慮されています。



扉を閉めることで、落ち着いて相談できそうです。



福祉用具の展示

入口近くには椅子も置かれる予定で、ショッピングセンター利用者が一休みがてら、相談や情報収集できる場所になるよう工夫されています。

ガラス張りの展示スペースには最新の福祉用具が置かれています。実際に試すこともでき、自宅で見えるかどうかイメージすることができるようになっています。



「ひだまり」は、①総合相談窓口②居宅介護支援事業所③相談支援事業所④啓発・情報提供、の4つの役割を持っています。

全国でも珍しい取り組みで、今後の活動が注目されます。



**職場紹介**  
**リレー**  
 No.14

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

「音楽とお花に囲まれて」  
 社会福祉法人 羽後町福祉会  
 障害者支援施設 ひばり野園  
 支援員 細川 和輝

羽後町は周りを山に囲まれ、日本三大盆踊りの一つである「西馬音内盆踊り」が有名です。最近では道の駅うご「端縫いの郷」が7月にオープンしたことで皆さんも存じかもしれません。そんな緑と踊りに囲まれた小高い丘に「ひばり野園」があります。

ひばり野園は、生活介護・入所支援・日中一時支援・相談支援事業等を展開しており、現在80名の方々が利用されております。当施設としては、①利用者の権利擁護 ②利用者主体のサービス ③地域に開かれた施設 を基本理念に掲げており、個々の能力や特性を踏まえ、それぞれのニーズに応じた支援を提供できるように心掛けています。

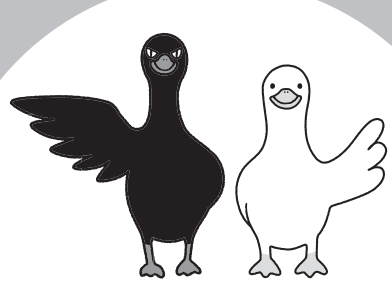
当施設の日中活動では、毎月音楽療法士の日沼郁子氏にお願いし、音楽療法を実施しております。利用者の皆さんの個性などに合わせて、2グループに分かれて活動していますが、音楽に合わせて、あいさつ・体操と始まり、ベルやフィンガーシンバル、太鼓を演奏します。皆さん



毎月の音楽療法の様子。

ん音楽に興味を持つているためか、積極的に参加し、リズムよく楽器を奏でていきます。日沼氏には長く当園に関わっていただいている関係から、皆さんの個性に合わせてリードもしてくださっており、笑顔に包まれた時間があったという間に過ぎてしまいます。終わった後「今日も音楽やってきましたよ。」という笑顔が忘れられません。また、農業部を中心に花壇の管理に取り組んでおります。園に春が訪れると、農業部の本領発揮です。花植え・散水・除草作業と忙しい日々ですが、園にすてきな華を添えてくれます。園の周囲には「ふれあい広場」が整備されており、散歩コースになっています。季節によってあじさい・芍薬・菖蒲と咲き誇り、私たちを優しく包み込んでくれています。天気の良い日は皆さんでウォーキングを楽しみながら、時折立ち止まり花を眺めている姿が印象的です。

当施設では、利用者の高齢化が大きな問題となっておりますが、利用者皆さんが音楽・お花・笑顔に包まれて過ごせるように、地域のお力もお借りしながら日々の支援に取り組んでおります。

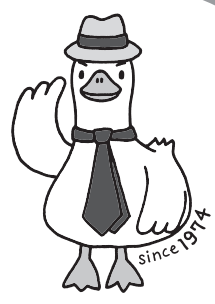


がんを含む  
 病気やケガの備えに

ちゃんと応える  
**医療保険**  
 EVER

■通院ありプラン  
 入院前後の通院も保障!

●契約年齢●  
 0歳～  
**満85歳**  
 まで



心配な「がん」の備えに

新 **生きるためのがん保険** Days

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

**ナカイ株式会社 秋田支店**

☎0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

「生きる」を創る。



**アフラック**(アメリカンファミリー生命保険会社)  
 秋田支社  
 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50  
 シティビル秋田3F  
 Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2015-0017-1605005 4月9日



# シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

「魔法の鉢」「さをり織り」「絵画」…身近な素材を利用者のセンスで素敵な作品にしている、障がい者支援事業所「逢い」(多機能型)をご紹介します。

## 「魔法の鉢」ができるまで



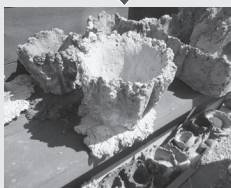
通気性、保水性、水はげに優れており、魔法のように育つというのが名前の由来です。



ふやかした新聞紙をペースト状になるまで揉み、セメントを混ぜて練り、生地を作ります。



新聞紙で調節した型に入れ成形します。



しっかり乾燥させたら完成です。

由利本荘市の住宅地の一角に「逢い」があります。たくさんある作品の中でも、一番長く作り続けているのが「魔法の鉢」で、園芸同好会の方から、10年前に指導を受けて、京都の考案者のもとに習いに行き、作り始めたとのこと。平成17年から製作を始め、翌18年からは大内の道の駅「ぽぼろっこ」に常設の売り場も設置しています。リピーターから「だんだん上手になってきたね」とコメントがあるのも、長く作っているからこそ。秋田市にある遊学舎でのワークショップも開始し、魔法の鉢の輪を広げ、利用者が地域の人と関わる機会にもなっています。

「障がい者支援事業所『逢い』(多機能型)」(佐藤裕子サード管理責任者)は、NPO法人逢いが由利本荘市で運営しています。就労継続支援B型(定員10名)、生活介護(定員15人)で、同市内にアンテナショップ「逢いねット」もあります。

由利本荘駅近くの「逢いねット」では、魔法の鉢を始め、利用者の製作した作品がずらりと並びます。ここを拠点に委託販売先への納入も行っており、品物の管理の役割も果たす場所となっています。店舗の奥には織り機が並び、ここをさをり織りの作品づくりもしています。2階はアトリエになっており、週に一度美術作品の製作を行っています。また、額縁に入った大きな絵画が並び、デッサンから切り絵まで、利用者の得意な手法、それぞれの色遣いに個性が光ります。

作品はリースに出すことで利益を生むことができ、絵の具などの材料費や工賃に繋がっています。



作品のほかにも、自販機の管理や、高齢者施設のタオルクリーニングなどの作業があり、生活介護の方も、就労継続B型の方も、利用者皆さんがそれぞれに役割を持って活動しています。芸術の秋、由利本荘市に行かれた際には「逢い」の作品をご覧になってみてはいかがでしょうか。

## 製品に関するお問い合わせ

障がい者支援事業所 多機能型

『逢い』

秋田県由利本荘市薬師堂字中道 268-3

TEL/FAX 0184-24-1109

アンテナショップ

『逢いねット』

秋田県由利本荘市裏尾崎 92 針生ビル 1F

TEL 0184-44-8226

FAX 0184-44-8227

**皆様の善意**

〔平成28年8月～9月末日現在〕  
◎善意銀行金銭預託◎

- ・社会福祉法人 遊心苑 様 16,000円
- ・そごう・西武労働組合 秋田支部 様 11,868円

◎物品預託◎

- ・北日本コンピュータサービス 株式会社 様  
スタンダードタイプ車椅子 9台  
リクライニング式車椅子 5台

県内市町村社会福祉協議会2カ所  
・老人福祉施設10カ所・障害福祉施設2カ所へ

9月7日(水)贈呈式



北日本コンピュータサービス株式会社様

**災害遺児愛護基金事業関係**

※災害遺児愛護基金事業とは、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害をもった場合に、中学生までの子どもが心身ともにすこやかに育つように見舞金や小中学校入学祝金、中学校卒業祝金等を支給しています。

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

- ・秋田春光懇話会 様 45,859円
- ・一般社団法人 全国哥麿会 様 100,000円
- ・昭和47年河辺中学校卒業 還暦を祝う会 様 39,841円
- ・秋田県自動車販売店協会 32,800円

8月14日(日)開催チャリティー大会



一般社団法人 全国哥麿会様

9月29日(木)贈呈式



- 《福祉巡回車両》
- ・社会福祉法人八峰町社会福祉協議会 《ふれあい福祉募金》
- ・NPO法人ハートランドひまわり
- ・地域活動支援センターちよこつと
- ・NPO法人あきた福祉共生会
- ・ごろりんほうす
- ・NPO法人「ほつと大仙」
- ・障がい福祉サービス事業所「ほつぺ」
- ・NPO法人 東日本総合企画
- ・福祉サービス事業所おみたけ
- ・NPO法人長いスプーン

工房くまごろう

平成28年度生命保険協会秋田県協会様による「福祉巡回車」及び「ふれあい福祉募金」贈呈式

生命保険協会秋田県協会様(会長河村 辰一様)から、社会貢献活動として、次の団体・施設に軽自動車及び福祉募金を寄贈頂きました。

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動やボランティア団体活動の推進など地域福祉推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部  
秋田市旭北栄町1-5  
TEL 018-864-2711



生命保険協会秋田県協会様

平成28年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン 1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円
		入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

### ▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
- オプション3 ● 借用不動産賠償事故補償

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン 2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

### ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン 3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償 (10口まで加入できます)

保険期間 1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5勤務の場合)

### ① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション新設: 使用者賠償責任補償

### ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

## プラン 4 社会福祉法人役員補償 (賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員賠償責任補償

保険期間 1年

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
〈保険会社〉 TEL: 03(3593)6824  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

# じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金



おかげさまで70周年

運動期間 平成28年10月1日(土)～平成29年3月31日(金)



平成28年度共同募金運動啓発ポスター

今年度秋田県キャッチコピー

## 70年 想いをつなぐ 赤い羽根

(由利本荘市立東由利中学校3年 鈴木 優籬さんの作品)

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年の運動開始から今年で70回目を迎えます。戦後復興の支え合いから始まった本運動が、今なお「じぶんの町を良くするしくみ。」として続けられているのも、県民の皆様の思いやりに支えられていることです。心より感謝申し上げます。







皆様からお寄せいただいたご寄付は、市町村社会福祉協議会や、お住まいの地域の福祉団体の活動に活用されるほか、火災や風水害にあわれた世帯への見舞金、大規模災害に備えた積立金など、地域で安心して暮らせる社会を築いていくための資金として、有効に活用されています。

今年度から全国で運動期間を10月から翌年3月までの6ヶ月間に延長して行います。本会では従来の期間を前期、延長した期間を後期とし、前期では従来の募金運動を、後期では「社会課題解決プロジェクト募金」を実施します。

今年も地域福祉の一層の充実を目指して運動を展開して参りますので、県民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 平成28年度秋田県募金目標額 201,893,000円

【助成計画の概要】

-  あなたの町の社会福祉協議会の活動に… **49.2%**
-  あなたの町の福祉団体やNPOの活動に… **14.1%**
-  あなたの町で運動を進めるための経費に… **6.5%**
-  秋田県内の広域的・先駆的な福祉活動に… **7.7%**
-  災害時の緊急配分・災害準備金の積立に… **4.7%**
-  秋田県全体で運動を進めるための経費に… **17.8%**

助成計画の詳細については、本会ホームページをご覧ください。(左記URLまたは「赤い羽根あきた」で検索)

社会福祉法人 秋田県共同募金会  
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号  
秋田県社会福祉会館2F  
TEL 018-6412821 FAX 018-89517513  
<http://www.akahane-akta.or.jp/>